

資料 2

令和 3 年 1 月 25 日(月)

参 考 资 料

大 阪 国 税 局

目 次

	(ページ)
○ 利便性向上施策について【企画課】	1
○ マイナンバーに関するお知らせ【企画課】	3
○ チャットボットについて【税務相談室】	9
○ 「国外財産調書制度」のあらまし【課税総括課】	11
○ 「財産債務調書制度」のあらまし【課税総括課】	13
○ 相続税申告の e-Tax 対応について【資産課税課】	15
○ 消費税 インボイス制度について【消費税課】	19
○ 輸出物品販売場の免税販売手続の電子化について【消費税課】	21
○ ダイレクト納付について【管理運営課】	23
○ 振替依頼書がオンラインで提出できます！！【管理運営課】	27
○ クレジットカード納付手続について【管理運営課】	29
○ QRコードを利用したコンビニ納付について【管理運営課】	31
○ 納税証明書の請求は便利なスマホからの請求をご利用ください！【管理運営課】	33
○ 予納制度を利用した納税のご案内【管理運営課】	35
○ 法定調書の作成・提出は、e-Tax で！！【管理運営課】	38
○ 納税が困難な方には猶予制度があります【徴収課】	41
○ 税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！【徴収課】	43

財務諸表のデータ形式を柔軟化（CSV形式）<国税庁が勘定科目コードを公表>

【概要】

財務諸表について現状のデータ形式（XBRL形式）に加え、CSV形式による提出を可能とする（国税庁が勘定科目コードを策定・公表し、それを含めた標準フォームを提供）。

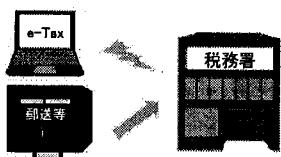
※ 「財務諸表の提出先の一元化」と同時期に実施。

改正前

作成した財務諸表をXBRL形式に変換するための調整作業が煩雑（例えば、使用するソフトウェアに適合するように勘定科目的順番や名称を変更する等の作業が必要）であり、財務諸表を書面で提出しているケースがある。

○ 法人が作成した計算書類		
法人の勘定科目	販売支店売上高 販売支店毛利 販売支店売上高 販売支店毛利 売上高合計 販売支店毛利合計 販売支店毛利合計 合計 開示商品額合計 開示商品額合計	300,000 200,000 100,000 600,000 60,000 100,000 160,000 50,000 500,000
△ 会社の勘定科目	売掛金 子会社売掛金 工場	A100003 A100004 A100005
△ 会社の勘定科目		100,000 200,000 200,000

別表1(1)等



財務諸表



改正後

CSV形式による提出を可能とすることにより、財務諸表をデータ変換するための調整作業が軽減

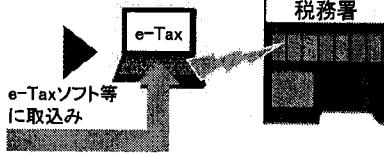
<Excelでの作成イメージ>		
法人使用勘定科目	国税庁が提供する勘定科目コード	金額
売掛金	A100003	100,000
子会社売掛金	A100004	200,000
工場	A100005	200,000

※ CSVデータ作成用の標準フォーム（Excel）を提供予定（勘定科目コードも含んだもの）。

企業開示において標準的に使用されている勘定科目（約6,400）ごとに国税庁が勘定科目コードを策定・公表する。
民間ベンダーに対しては、ソフトウェアの開発に際し、この勘定科目コードも採用するよう要請。

XMLデータ + CSVデータ

別表1(1)等
財務諸表のCSVデータ



令和3年1月以降に対応予定のe-Tax利便性向上施策

対象	施策名称	概要	利用開始時期（予定）
個人	2次元バーコード認証等の導入	マイナンバーカードの読み取りに対応したスマートフォンをICカードリーダライタの代替として利用することが可能となる。 具体的には、スマートフォンにインストールした「マイナポータルAPP」でパソコンに表示された2次元バーコードを読み込むことで、スマートフォンとパソコンの連携が可能となる（当該機能を使えば、マイナンバーカードの読み取りに対応していないタブレット端末についても、マイナンバーカードの利用が可能）。	令和3年1月 ・e-Taxソフト（SP版） ・確定申告書等作成コーナー（タブレット端末のみ） 令和3年3月下旬 ・e-Taxソフト（WEB版）
	スマートフォン利用におけるアプリの統合	スマートフォンから確定申告書等作成コーナー等でマイナンバーカード方式を利用する際、「マイナポータルAPP」や「e-Taxアプリ」等複数のアプリをそれぞれインストールする必要があるところ、「マイナポータルAPP」のみをインストールすることで利用可能となる。	令和3年1月
	スマートフォン利用における手順の最適化	確定申告書等作成コーナー等においてiPhoneからマイナンバーカードを読み取る場合、マイナポータルを経由する必要があるところ、マイナポータルを経由することなく、直接マイナンバーカードの読み取りが可能となる。	令和3年1月
	住宅借入金等特別控除証明書の電子交付	令和元年分所得税確定申告において、住宅借入金等特別控除証明書の電子交付を希望した場合、または別途、交付申請書において電子交付を希望した場合は、e-Tax受付システムの通知書等一覧から住宅借入金等特別控除証明書データを取得することができる。取得したデータは、国税庁が提供するソフト（年末調整控除申告書作成用ソフト、確定申告書等作成コーナー）に取り込むことで所定の項目に自動転記されるようになる。 また、マイナポータル連携機能を利用すると住宅借入金等特別控除証明書のほか各種控除証明書のデータについても取得することができ、当該データは上記同様、所定の項目に自動転記されるようになる。	令和2年10月下旬 ・年末調整控除申告書作成用ソフト 令和3年1月 ・確定申告書等作成コーナー
	振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書の電子化	振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書については、金融機関における届出印の印鑑照合の必要性から、所轄税務署等に書面で提出することとなっているところ、e-Taxにより振替依頼書等の提出が可能となる。 なお、本人確認等は各金融機関のサイトで実施することから、電子署名や金融機関届出印の押印は不要。	令和3年1月
法人	e-Taxソフトにおける相続税の修正申告対応	相続税の修正申告についても作成・送信が可能となる。	令和3年1月
法人	電子委任状の適用拡大	法人納税者に係る全ての手続において電子委任状(XML形式)の作成・添付が可能となる。	令和3年5月
個人及び法人	イメージデータで送信可能な手続の拡大	e-Taxを利用して提出ができない申請・届出書について、イメージデータ(PDF形式)による提出が可能となる。	令和3年1月
	e-Tax利用環境整備	プラウザシェアの高いGoogle Chrome及び最新のMicrosoft Edgeについて、全てのソフト及び確定申告書等作成コーナーにおいて推奨環境とする。	令和3年1月
	法定調査の電子的提出方法の柔軟化	e-Taxソフト(WEB版)では、一部の法定調査に限って、CSVファイルによる法定調査データの作成・送信が可能となっているところ、e-Taxソフト(WEB版)で対応していない法定調査（※）についても、CSVファイルによる法定調査データの作成・送信することができる。 ※ 光ディスク等により提出可能な法定調査に限る。	令和3年1月
個人及び法人	委任関係の登録拡大とメッセージ共有	「委任関係の登録」機能を、法人利用者にも拡大。 登録後、納税者のメッセージボックスに格納された受信通知等を税理士と「共有」（税理士への閲覧許可設定）することで、利用者・税理士のいずれからも「共有」された受信通知等の閲覧が可能。	令和3年5月

お知らせ

税務署へ提出する申告書や届出書などには

マイナンバーの記載が必要です！

税務署へ申告書などを提出する際は、“毎回”

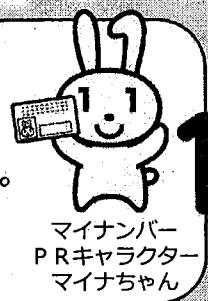
マイナンバーの記載

+

本人確認書類の
提示又は写しの添付

が必要です。

※ e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示又は写しの添付は不要です。



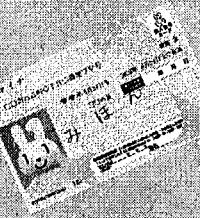
本人確認書類（番号確認書類+身元確認書類）

- マイナンバーカードをお持ちの方は
番号確認と身元確認が1枚でできます。

- マイナンバーカードをお持ちでない方は

番号確認書類

- 通知カード^{※1}
- 住民票の写し又は住民票記載事項証明書
(マイナンバーの記載があるものに限ります。)
などのうちいずれか1つ^{※2}



身元確認書類

- 運転免許証
- 公的医療保険の被保険者証
- パスポート

などのうちいずれか1つ

※1 「通知カード」は令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名、住所などが
住民票に記載されている内容と一致している場合に限り、引き続き番号確認書類として利用できます。

※2 平成30年1月以降、一部の手続について、番号確認書類の提示又は写しの添付を省略することができます。
詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

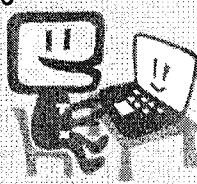
もっと便利に！マイナンバーカード

令和3年3月からは、健康保険証としても利用できるようになる予定です。

マイナンバーカードでできることが増え続けています！

○ オンラインで申告

『マイナポータル』や『e-Tax』
を活用して、自宅などから
申告ができます。
(裏面参照)



○ 身分証明書として

運転免許証などと同様、
身分証明書として使用できます。



○ マイナポイントがもらえる

(令和2年9月～令和3年3月)
選択したキャッシュレス決済サービスで
2万円のチャージまたは買い物をすると
上限5,000円分のマイナポイントが
もらえます。

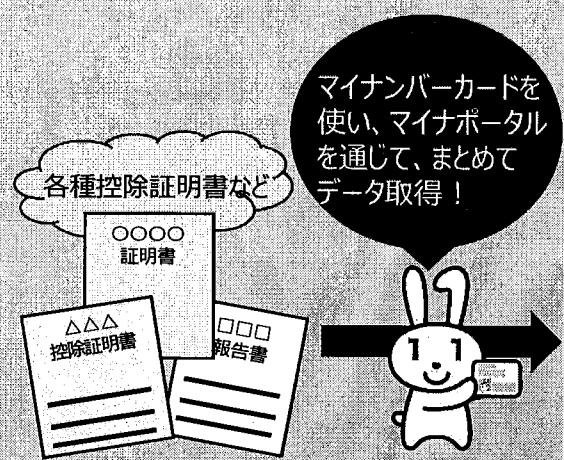
マイナンバーカードはスマホ・パソコン・郵便などで
申請でき、無料で取得できます。

スマホによる
申請は
こちらから！



マイナンバーカードで申告を簡単・便利に！

～マイナポータルを活用した情報連携～



※ご利用には、控除証明書などの発行主体がマイナポータル連携に対応していることが必要です。

マイナポータルを活用した申告について、詳しくはこちらから！



年末調整（令和2年10月からスタート）

従業員



控除申告書に自動入力・自動計算♪

給与担当者



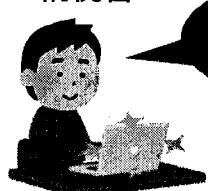
メールなどで送信

国税庁の「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」などで控除申告書を作成

書類内容の確認や検算の手間が削減

確定申告（令和3年1月からスタート）

納税者



確定申告書に自動入力・自動計算♪



e-Taxで送信

～e-Taxのメリット～

スマホでもっと便利に

確定申告書等作成コーナーでスマホ申告できる方の対象範囲を広げました。今後も便利な機能を追加する予定です。

メリット

いつでも

本人確認書類の提出が不要

確定申告期間中は24時間（その他の期間は平日24時間）、オンラインで申告書の提出ができます。

e-Taxで提出すれば、本人確認書類の提示または写しの添付が不要です。

e-Taxで申告するには？

- 1 マイナンバーカードを取得
- 2 マイナンバーカード対応のスマートフォン又はICカードリーダーを用意
- 3 国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」へ



取得には1か月程度かかるよ。
早めの申請がおすすめ！

マイナンバーカード対応のスマホ一覧はこちらから！



STEP1 まずは必要なものをチェック!



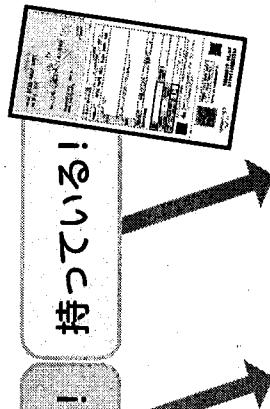
あなたは何派？マイナンバーカード申請方法診断チャート！

市區町村から通知カードと一緒に送られてきた
交付申請書を持っていますか？

スタート



持っていない！



持っている！

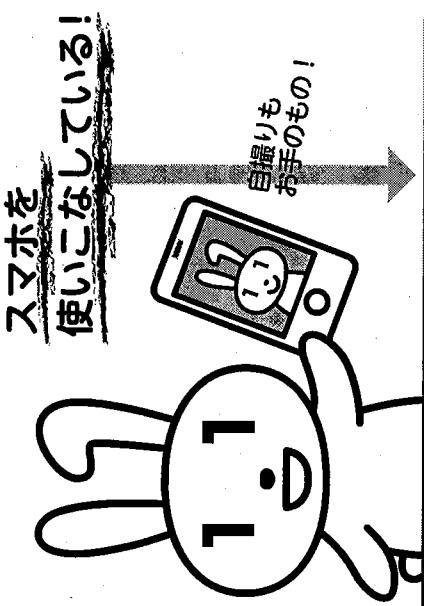
お住まいの市區町村窓口へ！

手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードして、郵便で申請できます！

マイナンバーカード郵便 Q
顔写真の貼り付けとマイナンバーの記入が必要です！

交付申請書を再発行してもらいます。
本人確認書類を忘れなく！
※市區町村によつては、無料の顔写真撮影、申請補助を行っています。
また、申請時に窓口等で本人確認を行えれば、本人認証カードの受け取りができます。
まずは確認してみましょう！

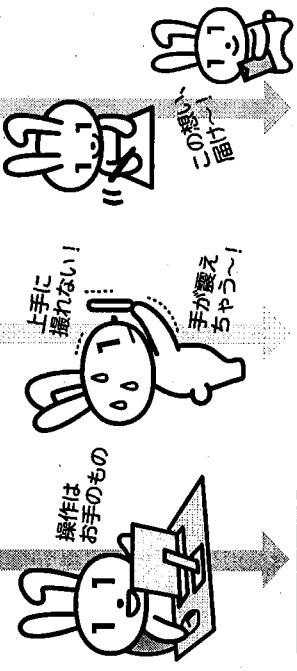
市區町村窓口に提出



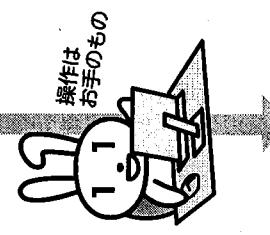
スマホを使いこなしている！

パソコン作業が得意！

文字を書く方が得意！



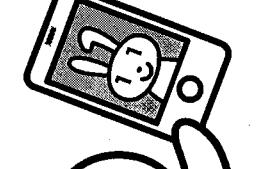
上手に撮れない！
手が震えちゃう～！



操作はお手のもの！



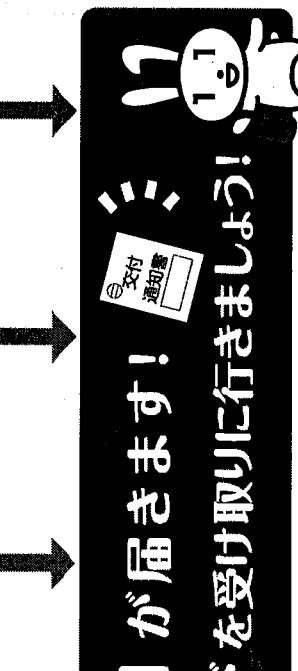
自撮りもお手のもの！



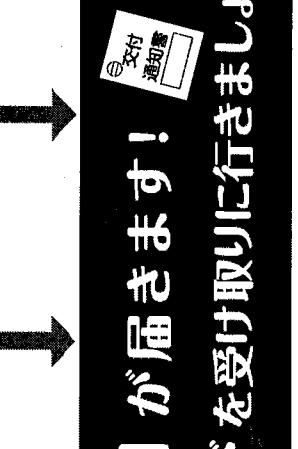
自撮りが苦手…



郵便で申請



交付通知書



ミミ



申譲から約1か月後、市區町村から「交付通知書」が届きます！



交付通知書に記載の必要書類を持参して、あなたのマイナンバーカードを受け取りに行きましょう！



ミミ



申告書の自動入力始めります！

マイナポータルと確定申告書等作成コーナーを利用すれば、生命保険料控除証明書などの情報をまとめて入手、各控除に自動入力されます。それが「マイナポータル連携」です。

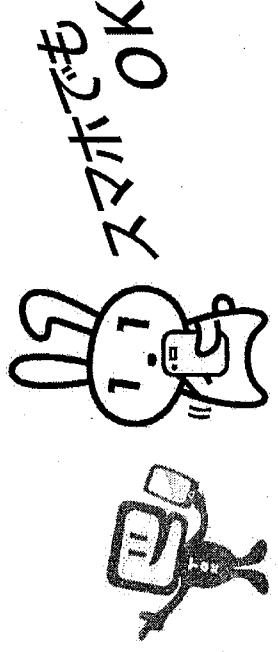
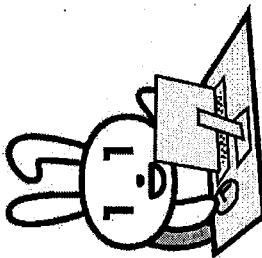


証明書の発行主体

まとめ取得

マイナシバーカードと
マイナシバーカード読み対応の
スマートフォン
(又はICカードリーダライタ)
をご用意ください。

自動入力



証明書の内容の入力が“不要”！
保険料の区分も自動計算！
控除額も自動判定！

(注) ご利用には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応していることが必要です。

※ 画面は開発中のものです。



内閣府マイナポータル

マイナポータル連携のご利用に当たつては、マイナポータルの初期設定が必要となります。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

卷之三



令和2年10月

申告書の自動入力が拡大します！

確定申告 × マイナポータル

マイナポータル連携で自動入力される情報は今後順次拡大！！

(注)ご利用には、保険会社等の控除証明書等の発行主体がマイナポータル連携に対応している必要があります。

令和2年分から自動入力

令和3年分から自動入力

令和4年分以降順次拡大予定

例えば…

住宅ローン関係

医療費関係

社会保険

株式等の取引関係

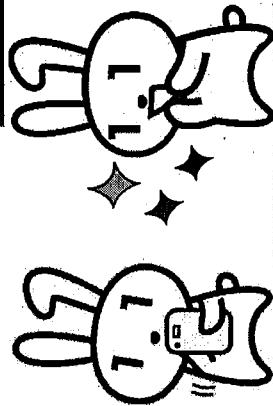
ふるさと納税

源泉徴収票

生命保険控除証明

地震保険控除証明

その他



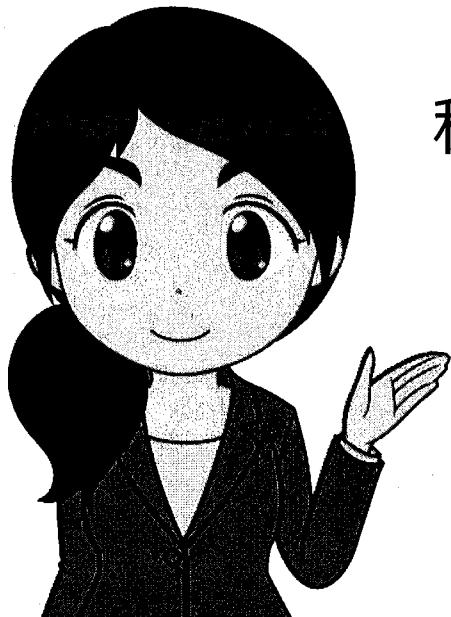
詳しくはこちら
[QRコード](#)

国税庁マイナポータル連携特設ページ

チャットボットによる 税務相談が始まります。

所得税の確定申告のご相談は、

令和3年1月12日から



税に関する疑問は、
AIチャットボットの
ふたばに
ご相談ください。

税務職員ふたば

24時間いつでもご利用いただけます。

※メンテナンス時間を除きます。

AIチャットボットとは

「チャット（会話）」と「ロボット」を組み合わせた言葉で、質問したい内容をメニューから選択するか、自由に文字で入力すると、AI（人工知能）を活用して自動で回答するウェブサービスです。

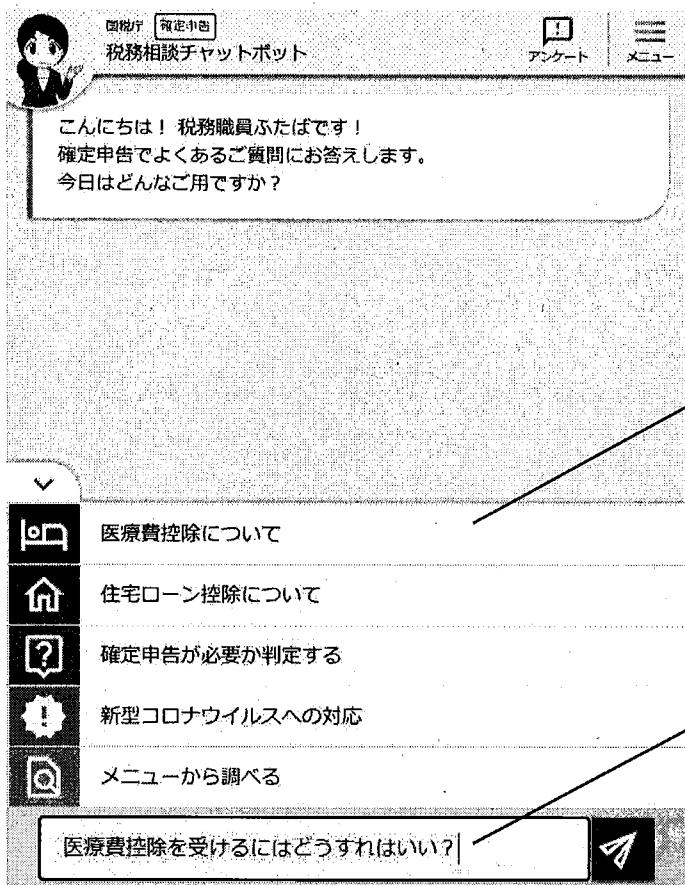
チャットボットは、国税庁ホームページでご利用いただけます。

国税庁 ふたば



国税庁 法人番号7000012050002

スマホでのご利用
はこちらから！



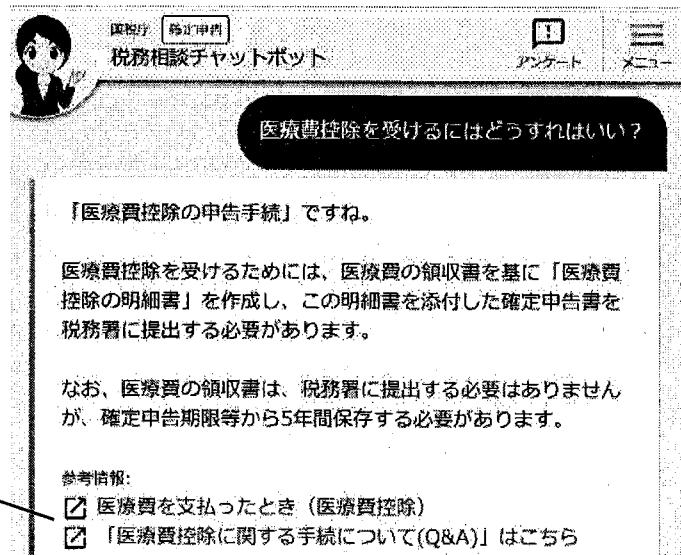
質問のしかたは 2 通り

1 メニューから選択する

2 文字で入力する

質問をすると…
答えがすぐに表示されます。

詳しい情報は、
参考情報のリンク□をクリック



- ・チャットボットは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>)でご利用いただけます。
- ・画面は所得税の確定申告に関する相談のイメージです。実際の画面と異なる場合があります。
- ・令和2年10月28日から同年12月28日まで年末調整に関するご相談に、令和3年1月12日から所得税の確定申告に関するご相談に対応しています。
- ・メンテナンス等によりご利用できない場合があります。

「国外財産調書制度」のあらまし

制度の概要

平成24年度税制改正において、適正な課税・徴収の確保を図る観点から、国外財産を保有する方からその保有する国外財産に係る調書の提出を求める制度として、「国外財産調書制度」が創設され、平成26年1月から施行されています。

制度の概要等

◎ 国外財産調書を提出しなければならない方

居住者（「非永住者」^(注1)の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5,000万円を超える国外財産^(注2)を有する方は、その財産の種類、数量、価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければなりません。

なお、国外財産調書の提出に当たっては、別途「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

（注1）「非永住者」とは、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所又は居所を有していた期間の合計が5年以下である方をいいます。

2 「国外財産」とは、「国外にある財産をいう」こととされています。ここでいう「国外にある」かどうかの判定については、財産の種類ごとに行うこととされ、例えば、次のように、その財産の所在、その財産の受入れをした営業所又は事業所の所在などによることとされています。

（例）・「不動産又は動産」は、その不動産又は動産の所在

- ・「預金、貯金又は積金」は、その預金、貯金又は積金の受入れをした営業所又は事業所の所在
- ・「有価証券等」は、その有価証券を管理する口座が開設された金融商品取引業者等の営業所等の所在

3 相続開始日の属する年の年分に係る国外財産調書については、その相続又は遺贈により取得した国外財産（相続国外財産）を記載しないで提出することができます。この場合において、国外財産調書の提出義務については、国外財産の価額の合計額からその相続国外財産の価額の合計額を除外して判定します。この取扱いは、令和2年分以後の国外財産調書について適用されます。

◎ 国外財産の価額

国外財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。また、「邦貨換算」は、同日における「外国為替の売買相場」によることとされています。

（注）国外財産の「価額」の意義や「見積価額」の算定方法の例示、外貨で表示されている財産の邦貨換算の方法については、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載している法令解釈通達等やFAQでご確認ください。

◎ 国外財産調書への記載事項

国外財産調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、国外財産の種類、数量、価額、所在等を記載することとされています（国外財産に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注）1 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

2 マイナンバーを記載した国外財産調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度（マイナンバー）について』（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>）をご覧ください。

◎ 「財産債務調書」との関係

国外財産調書を提出する方が、財産債務調書を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しない（国外財産の価額を除く。）こととされています。

国外財産調査（合計表）の記載例

国外財産調書の提出に当たっては、別途、「国外財産調書合計表」を作成し、添付する必要があります。
(調書) (合計表)

令和XX年12月31日分 国外財産調書										令和XX年12月31日分 国外財産調書合計表										F A 5 0 0 3
国外財産を有する者		住所 立会事務所 (郵便番号、電話など)		東京都千代田区霞が関3-1-1						個人番号		0000000000000000								
氏名		国税 太郎						フリガナ		ゴクセイ タロウ										
個人番号		0000000000000000						性別 男		性別 会社員										
国外財産区分		種類	用途	所在地名	面積	数量	上級財産区分の詳細な 種類	備考	財産の区分		価額又は取得価額	財産区分	価額又は取得価額							
土地		事業用	オフィス	○○州△△XX通り6000	1 200 m ²	門	54,508,000円		土		54,508,000	未決済デリバティブ取引による権利	29,000,000							
									建物		15,780,000	取引価額	30,000,000							
									山林			貸付金	15,600,000							
預貯金		定期預金	一般用	アメリカ ○○州△△XX通り123 (○○銀行△△支店)			5,000,000		現金			未収入金	4,400,000							
				預貯金計			(87,793,944)		預貯金		87,793,944	書面骨とう 実物工芸品								
有価証券		上場株式 (OO securities, Inc.)	一般用	アメリカ △△州○○市△△通り321 △△証券××支店	10,000株	3,000,000	3,300,000		上場株式		3,300,000	賞金属類								
								非上場株式		3,000,000	助産業									
										財産の区分ごとに価額の合計額を記入										
										特定有価証券等 3,000,000										
										匿名結合契約の出資額の特分 14,000,000,000										
										取扱価額 10,000,000,000										
										未決済固定取引に係る権利 △450,000,000										
										合計 490,841,944										
										取扱額 0										
										備考 ※訂正等で再提出する場合はその旨ご記載ください。										
										全ての国外財産の価額の合計額を記入										

その他の措置

- ① 国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に係る所得税等・相続税の申告漏れが生じたときであっても、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%軽減されます。

② 国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税等・相続税の申告漏れ（所得税等については、死亡した方に係るものをお除きます。）が生じたときは、その国外財産に係る過少申告加算税等が5%加重されます。

（注）1 相続税に係る過少申告加算税等の加重措置については、令和2年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する国外財産に対する相続税について適用されます。

2 相続国外財産については、相続国外財産を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合は加重の対象となりません。この取扱いは、令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する国外財産に対する相続税について適用されます。

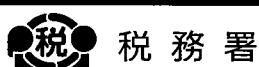
③ 国外財産に係る所得税等又は国外財産に対する相続税の調査に関し修正申告等があり、過少申告加算税等の適用のある居住者が、その修正申告等の前までに、国外財産調書に記載すべき国外財産の取得、運用又は処分に係る一定の書類（電磁的記録や写しを含みます。）の提示又は提出を求められた場合に、その日から60日を超えない範囲内で、提示等の準備に通常要する日数を勘案して指定された日までに提示等がなかったとき（提示等をする方の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。）は、次のような特例措置が設けられています。

 - 上記①の過少申告加算税等の軽減措置は、適用しない
 - 上記②の過少申告加算税等の加重措置については、加重割合を5%から10%に変更する

（注）この取扱いは、令和2年分以後の所得税又は令和2年4月1日以後に相続若しくは遺贈により取得する国外財産に対する相続税について適用されます。

④ 国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されることがあります。ただし、提出期限内に提出しなかった場合については、情状により、その刑を免除することができます。

- 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) には、調書や合計表の様式のほか、制度についてのFAQ、法令解釈通達等を掲載しております。
 - 税務署での面接によるご相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容等をお伺いいたします。



令和2年9月

「財産債務調書制度」のあらまし

制度の趣旨

平成27年度税制改正において、所得税・相続税の申告の適正性を確保する観点から、財産及び債務の明細書を見直し、一定の基準を満たす方に対し、その保有する財産及び債務に係る調書の提出を求める制度が平成28年1月から施行されています。

制度の概要等

◎ 財産債務調書を提出しなければならない方

所得税等の確定申告書を提出しなければならない方で、その年分の退職所得を除く各種所得金額の合計額（注1）が2,000万円を超え、かつ、その年の12月31日において、その価額の合計額が3億円以上の財産又はその価額の合計額が1億円以上の国外転出特例対象財産（注2）を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した財産債務調書を提出しなければなりません。

（注）1 申告分離課税の所得がある場合には、それらの特別控除後の所得金額の合計額を加算した金額です。ただし、①純損失や雑損失の繰越控除、②居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、③特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、④上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、⑤特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除、⑥先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除を受けている場合は、その適用後の金額をいいます。

2 「国外転出特例対象財産」とは、所得税法第60条の2第1項に規定する有価証券等並びに同条第2項に規定する未決済信用取引等及び同条第3項に規定する未決済デリバティブ取引に係る権利をいいます。

3 相続開始の日の属する年の年分に係る財産債務調書については、その相続又は遺贈により取得した財産又は債務（相続財産債務）を記載しないで提出することができます。この場合において、財産債務調書の提出義務については、財産の価額の合計額から相続又は遺贈により取得した財産の価額の合計額を除外して判定します。この取扱いは、令和2年分以後の財産債務調書について適用されます。

◎ 財産の価額

財産の「価額」は、その年の12月31日における「時価」又は時価に準ずるものとして「見積価額」によることとされています。

（注）「時価」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立すると認められる価額をいい、その価額は、専門家による鑑定評価額、金融商品取引所等の公表する同日の最終価格（同日の最終価格がない場合には、同日前の最終価格のうち同日に最も近い日の価格）などをいいます。「見積価額」とは、その年の12月31日における財産の現況に応じ、その財産の取得価額や売買実例価額などを基に、合理的な方法により算定した価額をいいます。

なお、「見積価額」の具体的な算定方法につきましては、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載している法令解釈通達等でご確認ください。

◎ 財産債務調書への記載事項

財産債務調書には、提出者の氏名・住所（又は居所）・マイナンバー（個人番号）に加え、財産の種類、数量、価額、所在及び債務の金額等を記載することとされています（財産及び債務に関する事項については、「種類別」、「用途別」（一般用及び事業用）、「所在別」に記載する必要があります。）。

（注）1 「事業用」とは、不動産所得、事業所得又は山林所得を生すべき事業又は業務の用に供することをいい、「一般用」とは、当該事業又は業務以外の用に供することをいいます。

2 マイナンバーを記載した財産債務調書を提出する際には、本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です。詳しくは国税庁ホームページ『社会保障・税番号制度（マイナンバー）について』（<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/index.htm>）をご覧ください。

◎ 財産債務調書の提出期限等

財産債務調書は、その年の翌年の3月15日までに所得税の納税地の所轄税務署に提出する必要があります。

（注）その年の翌年3月15日が日曜日に当たるときはその翌日、土曜日に当たるときはその翌々日までに提出しなければなりません。

財産債務調書（合計表）の記載例

財産債務調書の提出に当たっては、別途、「財産債務調書合計表」を作成し、添付する必要があります。

(調書)

令和~~XX~~年2月3日分 財産信務調書

財産種類		住 所 <small>(又は事務所、 施設名、部屋番号)</small>	東京都千代田区霞が関3-1-1		
有する者		姓 名	国税 太郎		
		個人番号	0000000000000000		
財産項目	種 別	用法	所 在	面積	<small>(又は面積と同様の 量を示す記述) 面積の単位は「m²」</small>
土地		事業用	東京都千代田区〇〇1-1-1	250 m ²	35,000,000 円
預貯金	普通預金	支 払 用	東京銀行千代田支店		38,961,515 円
有価証券	上場株式(自社)	一般用	東京証券EX〇1-1-1 △△並歩 ××支店	5000 株	6,300,000 円 4,460,000 円
<small>国外財産調査に際してした国外財産の合計額 (△△並歩××支店の額も含む) 34,000,000 円</small>					
財産の金額の合計額	789,217,299		債務の金額の合計額	23,500,000	
(備考)					

(合計表)

- (注)1 令和3年1月1日以後に提出する財産債務調書合計表においては、資金決済に関する法律の改正により、「仮想通貨」の呼称が「暗号資産」に変更されました。

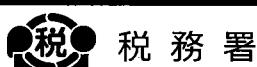
2 財産債務調書を提出する方が、「国外財産調書」を提出する場合には、その財産債務調書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項（当該国外財産の価額を除きます。）の記載は要しないこととされています。

その他の措置

- ① 財産債務調書を提出期限内に提出した場合には、財産債務調書に記載がある財産又は債務に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%軽減されます。
 - ② 財産債務調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された財産債務調書に記載すべき財産又は債務の記載がない場合（重要なものの記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その財産又は債務に関して所得税の申告漏れ（死亡した方に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

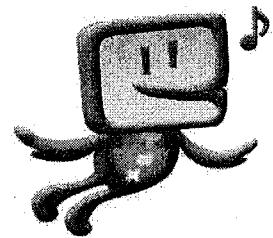
(注) 相続財産債務については、相続財産債務を有する方の責めに帰すべき事由がなく提出等がない場合は加重措置の適用対象となりません。この取扱いは、令和2年分以後の所得税について適用されます。

- 国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) には、調書や合計表の様式のほか、制度についてのFAQ、法令解説通達等を掲載しております。
 - 税務署での面接によるご相談を希望される方は、お待ちいただくことなく相談に対応できるよう、あらかじめ電話により面接日時を予約（事前予約制）していただくこととしておりますので、ご協力をお願いします。
なお、ご予約の際には、お名前、ご住所、ご相談内容等をお伺いいたします。



令和2年9月

税理士の方へ



はじめてみませんか？

相続税申告の e-Tax !

～相続税申告の e-Tax には、4つのメリットがあります～

《メリット1》

財産取得者の利用者識別番号
のみで申告できます！

⇒ STEP 1

《メリット2》

税務会計ソフトで作成した
申告書を送信できます！

⇒ STEP 2

《メリット3》

添付書類はイメージデータで
送信できます！

⇒ STEP 3

《メリット4》

送信した申告書などをデータで
管理できます！

⇒ STEP 4

STEP 1 財産取得者の利用者識別番号を確認します。

メリット1

財産取得者の利用者識別番号があれば申告できます。

※利用者識別番号の暗証番号や、電子証明書（マイナンバーカード等）は不要です。

1 利用者識別番号が分かる場合

- ▶ 既に取得している利用者識別番号を使用します。

※所得税の申告などで既に利用者識別番号を取得している場合は、改めて利用者識別番号を取得する必要はありません。

2 利用者識別番号が分からぬ場合

- ▶ 利用者識別番号を忘れた場合や、利用者識別番号を取得しているか不明な場合は、「変更等届出書」をe-Taxで送信してください。

※利用者識別番号が分からぬ場合は、①過去に電子申告を行った申告書の控えや、②税務署からの郵送物などから確認できます。

3 利用者識別番号を取得していない場合

- ▶ 「開始届出書」をe-Taxで送信してください。

税理士の方が「e-Taxの開始（変更等）届出書作成・提出コーナー」などをを利用して「開始届出書」をe-Taxで送信することで、財産取得者の利用者識別番号を取得することができます。

※既に利用者識別番号を取得している方が、再度、「開始届出書」を提出すると、これまでe-Taxで申告した内容を確認することができなくなりますので、ご注意ください。

STEP 2 申告書を作成します。

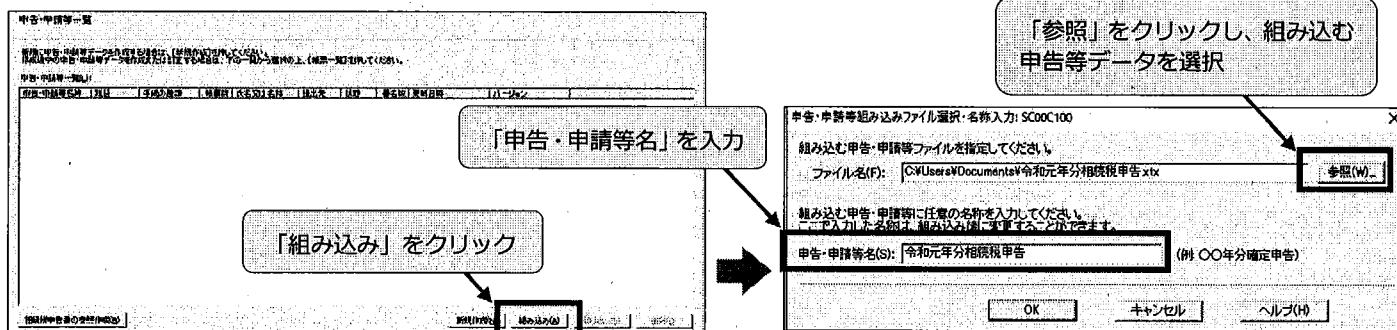
メリット2

ご利用の税務会計ソフトにe-Tax送信機能がない場合でも、e-Taxソフト（PC版又はWEB版）から送信できます^(注)。

ご利用の税務会計ソフトで申告書を作成します。

e-Taxソフト（PC版）でも申告書を作成することができます。

～e-Taxソフト（PC版）での電子申告用データ（拡張子が「.txt」）の組み込み画面～



(注) ご利用の税務会計ソフトで作成した相続税に係る電子申告用データ（拡張子が「.txt」のもの）がある場合に限りります。

STEP 3 添付書類をイメージデータ（PDF形式）に変換します。

メリット3

「戸籍の謄本」などの添付書類は、イメージデータ（PDF形式）で送信できます。

相続税申告に係る添付書類をイメージデータ（PDF形式）に変換します。

「戸籍の謄本」などの法定添付書類のほか、「土地等の評価明細書」や「預貯金等の残高証明書」などの法定外添付書類についても、イメージデータ（PDF形式）により送信できます。
※申告書や税務代理権限証書などは、イメージデータ（PDF形式）で送信することはできません。

1 送信方式

送信方式	内容	送信可能回数
同時送信方式	申告等データの送信時にイメージデータを同時送信	1回
追加送信方式	申告等データの送信後に別途、イメージデータを追加送信	10回まで送信可能

2 送信可能ファイル数・データ容量

▶ 1回の送信当たり最大136ファイル、8.0MBの容量のデータを送信できます。

※同時送信方式と追加送信方式を併用した場合、最大11回の送信で1,496ファイル、88.0MBまで送信することができます。

STEP 4 申告等データを送信し、その内容を確認します。

メリット4

送信した申告等データは保存できるため、データによる管理ができます。

申告等データを送信します。

申告書の作成や添付書類のイメージデータ（PDF形式）への変換が終わったら、申告等データに税理士の電子署名を付し送信します。この場合、納税者本人の電子署名は省略することができます。
※イメージデータがある場合は、同時送信方式又は追加送信方式により送信します。

送信した申告等データを確認します。

申告等データを送信後、メッセージボックスに受信通知が格納されます。

メッセージボックスの確認に当たっては、代理送信をした財産取得者の利用者識別番号について、
①入力漏れがないこと、②取り違いがないことを必ず確認してください。

※利用者識別番号の入力がない財産取得者は、申告したことになりません。

申告等データを保存します。

送信した申告等データや受付結果をファイルに保存できるため、データ管理が可能になり、ペーパーレス化につながります。

よくある質問

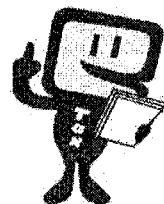
Q 1 相続税申告のみの関与ですが、財産取得者から利用者識別番号を確認した場合、メッセージボックス内の関与していない申告情報も閲覧できますか。

A 1 メッセージボックスを閲覧するためには、財産取得者の利用者識別番号とその暗証番号が必要です。代理送信の場合、利用者識別番号の暗証番号は不要ですので、関与していない申告情報は閲覧できません。

Q 2 財産取得者が複数いる場合や遠隔地にいる場合は、申告手続が大変ですが、代理送信だとさらに手間がかかりますか。

A 2 代理送信の場合、財産取得者の署名・押印は不要ですので、財産取得者が複数いる場合や遠隔地にいる場合でも、申告手続がスムーズに行えます。

また、マイナンバー制度における「納税者本人の番号確認書類」などの添付書類の提出も不要です。



e-Tax に関する情報

e-Tax に関する最新の情報は、e-Tax ホームページに掲載しています。

e-Tax ホームページでは、利用者識別番号の取得方法やイメージデータに関する情報のほか、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Tax ソフトの操作方法等に関する情報について、詳しくお知らせしています。

事前準備、送信方法などに関するお問合せ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク

0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00 (休祝日及び12月29日～1月3日を除く。)

受付時間は、時期により延長する場合がありますので、最新の情報を e-Tax ホームページでご確認ください。

上記の電話番号がご利用できない場合などは、03-5638-5171をご利用ください（通常の通話料金となります。）。

さらに詳しく！

代理送信を行う際の留意点などを解説した

「相続税申告書の代理送信等に関する Q & A」 を国税庁ホームページに掲載していますので、ぜひご覧ください。

【掲載場所】ホーム ⇒ 刊行物等 ⇒ パンフレット・手引 ⇒ 電子申告等関係

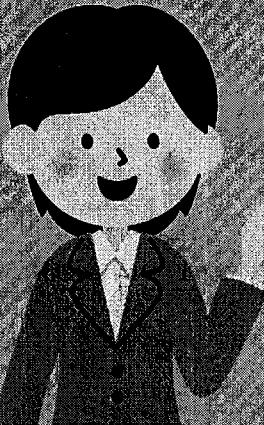
今後もますます相続税申告の e-Tax が便利になります！

今後、「相続税修正申告書」や、「令和2年分の相続税申告書」に対応していきます。

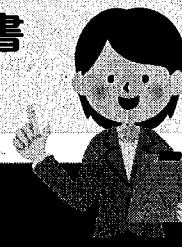
事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から 登録申請書 受付開始！



令和5年10月1日から
「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書
(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

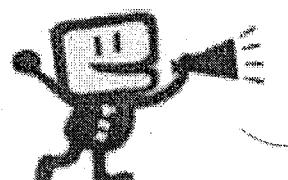
令和5年10月1日

登録申請書の
受付開始

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書（登録申請書）」の提出が必要です。
登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字（新たに固有の番号）」が登録番号となります。



登録申請は、e-Taxをご利用
いただると手続がスムーズです。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。

インボイス制度については裏面をご覧ください。→

電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

インボイスってナニ?

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



●現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月~

○○㈱御中	請求書	備△△
●年■月分		
■月▲日	割りばし 550円	
■月▲日	牛 肉 ※ 5,400円	
合 計	43,600円	
(10%対象	22,000円	
(8 % 対象	21,600円)	

※は軽減税率対象

<インボイス> 令和5年10月~

○○㈱御中	請求書	備△△ (丁1234...)
●年■月分		
■月▲日	割りばし 550円	
■月▲日	牛 肉 ※ 5,400円	
合 計	43,600円	
10%対象	22,000円 内税 2,000円	
8 % 対象	21,600円 内税 1,600円	

※は軽減税率対象

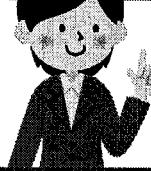
「インボイス制度」ってナニ?

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス^(*)の保存等が必要となります。

(*) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



国税庁 法人番号7000012050002

2020.10

輸出物品販売場を経営する事業者の皆様へ

免税販売手続の電子化への

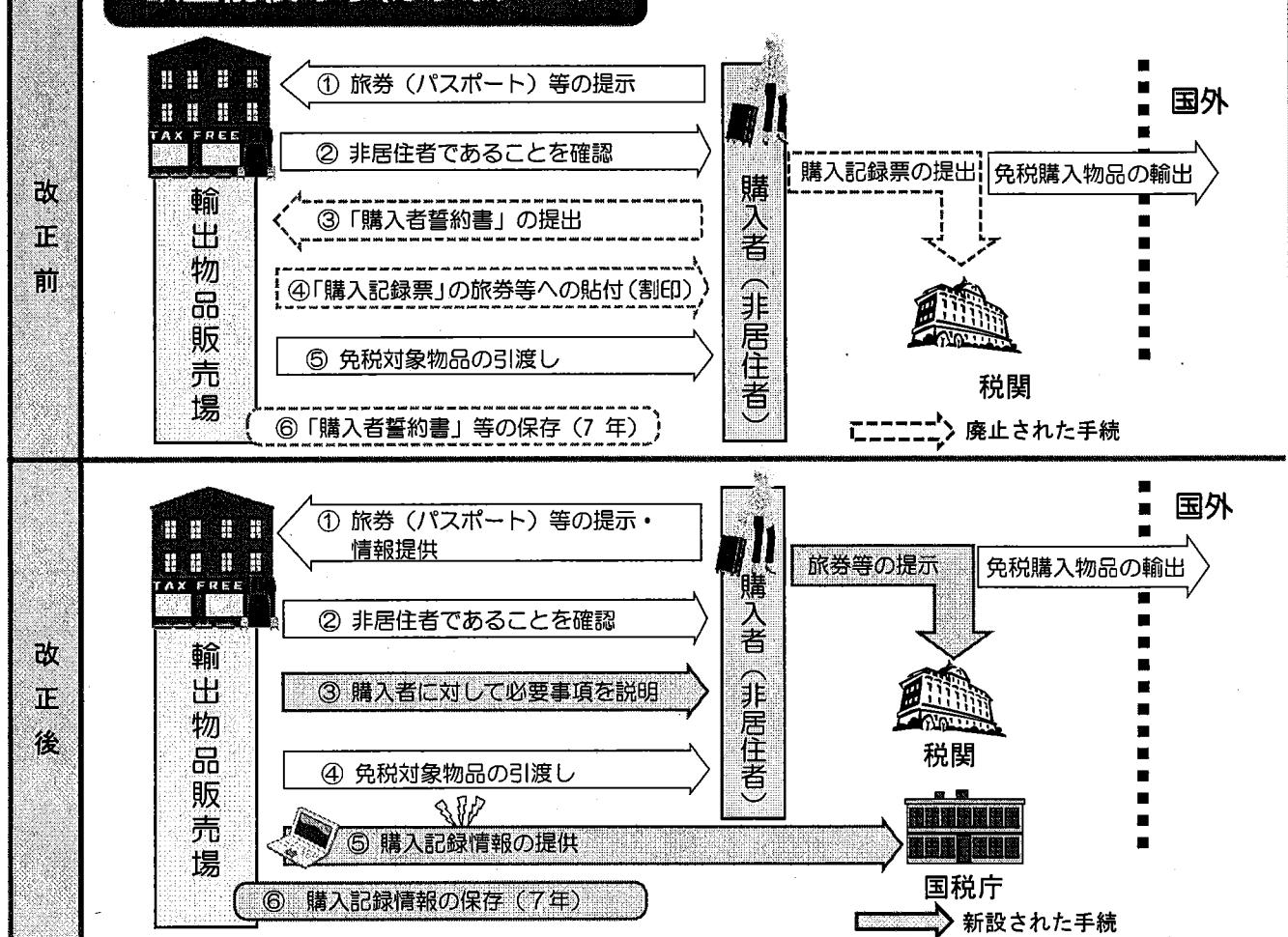
対応はお済みですか？

令和2年4月1日から輸出物品販売場における免税販売手続が電子化されました。令和3年9月30日までは経過措置として従来の書面による免税販売手続も可能ですが、令和3年10月1日以降も、輸出物品販売場において免税販売を行うためには、免税販売手続の電子化に対応する必要があります。

1 免税販売手続の電子化の概要

輸出物品販売場において、これまで書面により行われていた購入記録票の作成等の手續が廃止され、購入記録情報（購入者（非居住者）から提供を受けた旅券等に記載された情報及び購入の事実を記録した情報）を、インターネット回線等により、国税庁へ電子的に送信することとされています。

改正前後の手續のイメージ



2 免税販売手続の電子化に関するQ&A

Q1 免税販売手続の電子化に対応する必要がありますか？

令和3年10月1日以降、輸出物品販売場において免税販売を行うためには、免税販売手続の電子化に対応する必要があります。

なお、対応しなかった場合には、令和3年10月1日以降は免税販売を行うことができません。

(注) 令和2年4月1日から免税販売手続は電子化されていますが、経過措置として令和3年9月30日まで従来の書面による手続も可能です。

Q2 免税販売手続の電子化に対応するためにはどのような準備が必要ですか？

免税販売手続の電子化に対応するためには次の準備が必要となります。

- ① 国税庁へ購入記録情報を送信するためのシステムの準備。
- ② 輸出物品販売場ごとに「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出書」を作成し、事業者の納税地の所轄税務署長に提出。届出書は、e-Taxで提出可能です。

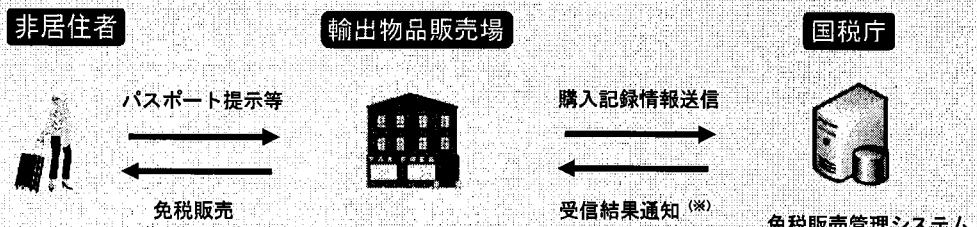
(注) 届出書は、①の送信方法を事前に選択してから提出してください。なお、届出書の提出後に所轄税務署長から通知される識別符号は、国税庁に送信する購入記録情報の項目の一つとなりますので、届出書は必ずご提出ください。また、識別符号の通知には、一定の時間を要しますので、届出書の提出は時間的余裕を持って行ってください。

国税庁ホームページ内の「輸出物品販売場における購入記録情報の提供方法等の届出手続」(https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shiseijannaishohiannaishi3108_4.htm)も併せてご確認ください。

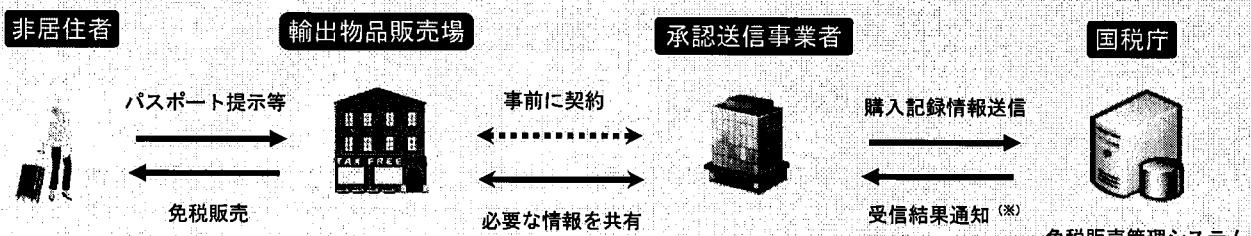
Q3 国税庁へ購入記録情報を送信するためのシステムとはどのようなものですか？

事業者におけるシステムの状況、送信環境、利用機器等を踏まえ、国税庁へ購入記録情報を送信する方法を決定します。送信方法は次の2種類の方法があります。

- ① 事業者自らがシステムを開発し、購入記録情報を国税庁の免税販売管理システムに直接送信する。



- ② 税務署長の承認を受けた承認送信事業者を介し、購入記録情報を国税庁の免税販売管理システムに送信する。



(※) 受信結果通知により、免税販売管理システムで購入記録情報が受け付けられたかどうかを確認できます。

《さらに詳しくお知りになりたい方へ》

国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)内の「輸出物品販売場の免税販売手続電子化について」(<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/menzei/201805/0523.htm>)をご確認ください。



《観光庁の消費税免税店サイト》

観光庁の免税店向けウェブサイト(<http://www.mlit.go.jp/kankochou/tax-free/index.htm>)では、電子化に対応した免税システム提供を予定する事業者の情報や電子化にもお使いいただける各府省庁等の補助金や融資に関する情報を掲載しております。



国税の納付は、
簡単・便利な

ダイレクト納付 をご利用ください



e-Taxを利用して電子申告・徴収高計算書データの送信又は納付情報の登録をした後に、簡単な操作で、あらかじめ届出をした預貯金口座からの振替により、即時又は指定した期日に納付することができる便利な電子納税の手段です。



詳しくはこちら

簡単

- インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です！
- インターネットバンキングの契約は不要！
- e-Taxの利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続が行えます！
- ▶電子証明書の添付やICカードリーダライタは不要です！

便利

- 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！
- ▶源泉所得税を毎月納付している方に便利です！
- 即時又は納付日を指定して納付することができます！
- 税理士が納税者に代わって納付手続を行うことができます！
- 納付する際に、預貯金口座を選択できます！
- 納期限前の計画的な納付(予納)が簡単にできます！
(P4「ダイレクト納付を利用した予納」をご覧ください)

地方税より 納付方法のご案内

○「地方税共通納税システム」から、個人住民税(特別徴収分)も電子納付をすることができます。
詳しくはeLTAXホームページ(<https://www.eltax.nta.go.jp>)をご覧ください。
※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手續が必要となります。
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

ダイレクト納付を利用するには

① ダイレクト納付利用可能金融機関に預貯金口座がある

利用可能金融機関は国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)でご確認ください。



② e-Taxの利用開始手続をする

e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)から、「e-Taxの開始届出書」をオンラインで提出し、利用者識別番号を取得してください(即時発行されます)。

※既に利用者識別番号を取得済の方は二重に手続することのないようにご注意ください。



③ ダイレクト納付利用届出書を提出する

「ダイレクト納付利用届出書」(P3)にご利用を希望する預貯金口座を記載し、署名、押印の上、書面で税務署に提出してください。

なお、納付する際に預貯金口座を選択するには、ご利用になられるすべての預貯金口座についてあらかじめ「ダイレクト納付利用届出書」を提出しておく必要があります。

※ダイレクト納付が利用可能となるまでには、「ダイレクト納付利用届出書」を書面で提出してから、1か月程度かかります。メッセージボックスに登録完了メッセージが格納されるとダイレクト納付をご利用いただけます。 1

ダイレクト納付の利用方法

1 e-Taxで電子申告等又は納付情報登録依頼を送信する

事前にe-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。※

2 メッセージボックスに格納される通知を確認し、「ダイレクト納付」を選択する

③ 「今すぐに納付される方」 ➡

又は

「納付日を指定される方」 ➤

を選択する

(注) ダイレクト納付を行う際には、預貯金口座の残高を
ご確認ください。

「今すぐに納付される方」を選択

届出をした預貯金口座から同時に振替が行われ、納付が完了します。

「納付日を指定される方」を選択

届出をした預貯金口座から指定した日の朝に振替が行われ、納付が完了します。
(注) 指定した日の朝、他の公共料金等の引落し等がある場合、残高不足になることがあります

までの間、メッセージボックスの「ダイレクト納付完了通知」は必ずご確認ください。

4 納付状況を確認する

「ダイレクト納付完了通知」がメッセージボックスに格納されますので、内容を必ずご確認ください。

(注) 残高不足で納付が完了しなかった場合、必要な納税資金を入金していただきたい上での通知から再度ダイレクト納付を行うことが可能です。

ダイレクト納付の一連の手續については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付手続マニュアル」をご覧ください。



おすすめ

※ダイレクト納付を利用する場合は、メッセージボックスに情報が格納された段階でメールでお知らせができるよう、e-Taxへのメールアドレスのご登録をお勧めします。メールアドレスは、e-Taxの利用者情報登録から登録できます。

「国税ダイレクト方式電子納税依頼書
兼 国税ダイレクト方式電子納税届出書」(P3) 記載要領

ダイレクト方式による電子納税を新規に利用される方又は届出内容を変更される方は、**□** 内に必要事項を記載し、預貯金口座の届出印を押印後、**住所地等を所轄する税務署へ提出してください。**

※記載要領は、法人を例に示しています。

切り取り線で
切りはなして
提出してください



法人番号

※個人の方は個人番号の記載は不要です。

国税ダイレクト方式電子納税依頼書 兼国税ダイレクト方式電子納税届出書

令和 年 月 日提出

氏名(法人名及び代表者氏名)

税務署長 あて

印

私(当社)は、国税について、電子納税(ダイレクト方式)を利用することとしたいので届け出ます。
なお、税理士から申告書等を代理送信した場合には、税理士が私(当社)に代わって電子納税(ダイレクト方式)手続の実行をできるよう、あわせて届け出ます。

取扱金融機関 御中

私(当社)は、国税の納付を電子納税(ダイレクト方式)により納付することとしたいので、下記約定を確約の上、依頼します。

1 指定預貯金口座

住 所 (所在地)	(〒) 電話 ()	(金融機関お届け印)						
	(申告納税地)							
氏 名 (法人名及び 代表者氏名)	(フリガナ)	〔印影が不鮮明な場合には、 こちらにも押印してください。〕						
指定金融機関	銀行・信用金庫 労働金庫・農協 信用組合・漁協	本店・支店 本所・支所 出張所						
預金種別	1 普通 2 当座 3 納税準備	口座番号 (ゆうちょ銀行以外)						
ゆうちょ銀行	記号番号	-						

2 振替日時: 納付情報送付日時

3 利用開始日: ダイレクト方式電子納税(ダイレクト納付)登録完了通知の受信日以降



(不備事由)			
1 金融機関番号エラー	4 口座情報不完全		
2 整理番号等未登録	5 その他		
3 重複入力			
入 力	訂 正 入 力	送 付	登 錄
金融機関番号			
整理番号			

約 定

一 国税庁の電子情報処理組織を使用して私(当社)名義の国税の納付に必要な情報(以下「納付情報」という。)が送付されたときは、私(当社)に通知することなく納付情報に記録された金額を指定預貯金口座から引き落としの上、納付してください。この場合、当該納付に係る領収証書は省略されて差し支えありません。

二 前項の指定預貯金口座からの引き落としに当たっては当座勘定規定又は預貯金規定にかかわらず、私が行うべき小切手の振出又は預貯金通帳及び預貯金払戻請求書の提出などいたしません。

三 指定預貯金残高が振替日時において納付情報に記録された金額に満たないときは、私(当社)に通知することなく納付情報を返戻されても差し支えありません。

四 この契約は、貴店(組合)が相当の事由により必要と認めた場合には私(当社)に通知されることなく解除されても異議はありません。

五 この契約を解除する場合には、私(当社)から税務署を経由して指定した金融機関に書面をもって届け出ます。

六 この取扱いについて、仮に紛議が生じても、貴店(組合)の責によるものを除き、貴店(組合)には迷惑をかけません。



(不備返却事由)		
A 印鑑相違	F 住所相違	
B 印鑑不鮮明	G 支店名相違	
C 口座番号相違	H その他	
D 口座該当なし		
E 名義人相違 (備考)		

受 付 印	印 鑑 照 合	検 印
(口座識別番号)		
(認証番号)		

ダイレクト納付を利用した予納

ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等をe-Taxに登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（預納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

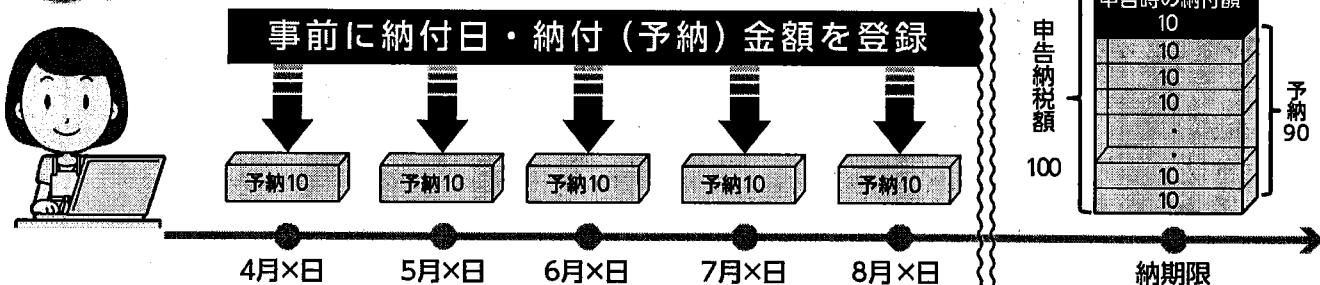
利用可能税目は、申告所得税及び復興特別所得税・贈与税・法人税（地方法人税）・消費税及び地方消費税です。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある

「**「ダイレクト納付を利用した予納（e-Taxソフト（WEB版））の流れ」**をご覧ください。



例 定期的に均等額を納付する場合

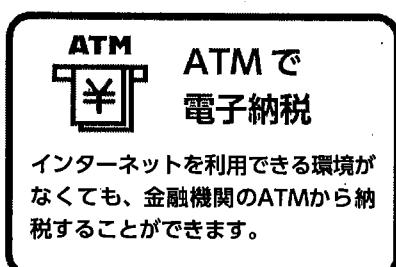
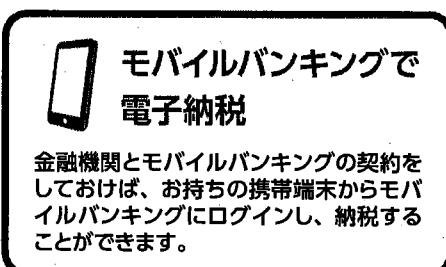
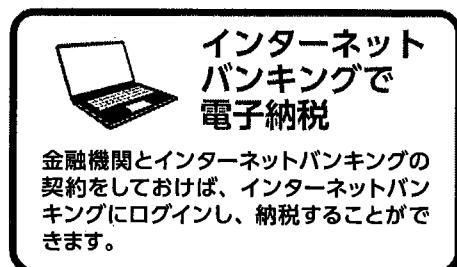


その他の電子納税

ダイレクト納付のほか、ペイジーに対応した金融機関を利用すれば、インターネットバンキングやモバイルバンキング、又はATMを利用して電子納税ができます（ダイレクト納付同様、電子証明書等は不要です。）。

スマートフォンやタブレット端末からも電子納税（ダイレクト納付）が利用できます。

(注) 電子納税を利用する場合、事前にe-Taxの利用開始手続が必要となります。



電子納税が利用可能な金融機関（インターネットバンキング等の利用の可否）については、
Webサイト「ペイジー (<https://www.pay-easy.jp>)」でご確認ください。

利用可能時間	電子納税の利用可能時間	下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。
	e-Taxの利用可能時間	月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。） 24時間 (注) 休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時



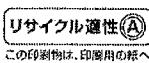
e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>



利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL-0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、毎週月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。



令和2年9月

令和3年1月から
Webで完結

振替依頼書が オンラインで 提出できます!!



↑詳しくは
こちら

国税の振替納税を利用する場合には、事前に税務署又は希望する金融機関に振替依頼書を書面で提出する必要がありました。令和3年1月から、オンライン(e-Tax)で提出できます。

お手持ちのパソコン、スマートフォンからe-Taxを使って簡単な操作で提出できます。

書面では



書類に必要事項を記入し、
金融機関届出印を押印



税務署

金融機関又は税務署に
書面で書類を提出

オンラインでは



- 金融機関又は税務署に
書面で提出不要!
- 振替依頼書記載不要!
- 金融機関届出印不要!
- 電子証明書不要!

利用可能税目

◇申告所得税及び復興特別所得税

- ◎期限内に申告された確定申告(3期)分及び延納分
- ◎予定納税(1期、2期)分

◇消費税及び地方消費税(個人事業者)

- ◎期限内に申告された確定申告分及び中間申告分



利用できる金融機関

オンライン提出が利用できる金融機関と預金口座の種類等については、国税庁ホームページにある「オンライン提出利用可能金融機関一覧(振替納税)」をご確認ください。



↑詳しくは
こちら

ご利用に当たっての注意事項

- ◎納税者ご自身名義の預金口座のみがご利用できます。
※ 事業用口座(屋号付きの口座)は原則としてご利用することはできません。
- ◎申告所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税(個人事業者)の2税目の振替納税を希望される場合には、1税目ごとに手続が必要となります。
- ◎振替依頼書のオンライン提出は、システム事業者及び金融機関の提供するセキュリティに保護された外部サイトを利用します。



国税庁 ホームページ <https://www.nta.go.jp>

国税庁

検索

申し込み手順

- ① 事前準備**
- 利用者識別番号をお持ちでない方は、e-Tax の利用開始手続にて利用者識別番号を取得（即時発行されます）
 - 金融機関名・支店名・口座番号などが確認できるもの（通帳・キャッシュカードなど）
 - 金融機関の手続に必要な情報（暗証番号、通帳記載の最終取引残高、生年月日など）
(注) 必要な情報は、金融機関により異なりますので、ご利用の金融機関ホームページ等でご確認ください。

申し込み入力画面

振替依頼書のオンライン提出（所得税）

■ 申し込み概要

■ 申込内容

以下の入力欄に申込内容を入力してください。

納税者氏名（カナ） （必須）	（全角カナ） （半角）
納税者氏名（必須）	口座振替
申請内容	申告所得税及課税特別所得
税目	印 1 第分、2 第分 ④ 確定申告分（期限内申告分）印 算出分
申告区分（1つ以上チェック必須）	選択してください ▼
提出先納税署 （必須）	選択してください ▼
郵便番号	所轄の税務署は「こちら」からご確認ください。
電話番号（必須）	（半角数字） - - - -
住所 （必須）	郵便番号 住所 （半角数字） （全角）
申告納税地 （上記の住所欄に入力した住所と申告納税地（申告書に記載する住所）が異なる場合には、申告納税地を記載してください。）	□ チェックボックスをチェックすると、申告納税地が入力できます。 （全角）
口座名義（カナ） （納税者ご自身の名義に限ります。）	（全角カナ） （全角）
利用開始年月日（必須） （すぐに利用を開始されない方のみ日付を変更してください。）	令和 年 月 日 （半角数字） 年 月 日

● ページの先頭へ

次へ

② e-Tax で入力

ご自身の氏名、住所、税務署名及び口座名義等を入力します。

(注) 入力画面に表示される注意事項等は必ずご確認の上、入力してください。



③ 金融機関のサイトで入力

金融機関を選択し、手続に必要な情報を入力します。

※ 利用者認証後、e-Tax に戻ります。



④ 「提出」ボタンを押して送信

送信する前に、画面に表示された振替依頼書情報を確認してください。



⑤ 受付メッセージの受信

受信通知がメッセージボックスに格納されますので、必ずご確認ください。

詳しくは
こちら



ダイレクト納付利用届出書もオンラインで提出できます

個人の方は、ダイレクト納付利用届出書も令和3年1月から、お手持ちのパソコン、スマートフォンからe-Taxを使って簡単な操作で提出できます。

詳しくは国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。

e-Tax 利用時間

- 月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）の24時間

(注) 休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。

- 毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

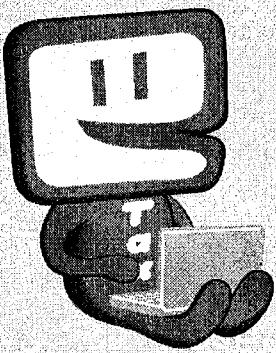
(注) 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。

国税のクレジットカード納付にはe-Taxの利用が便利です

- 源泉所得税のクレジットカード納付が可能！
- 専用サイトでの入力が大幅に省略！

専用サイトでの
入力が簡単に！

スマートフォンからも利用可能
※徴収高計算書の作成と納付情報登録依頼で、
e-Tax から専用サイトへのアクセスが可能

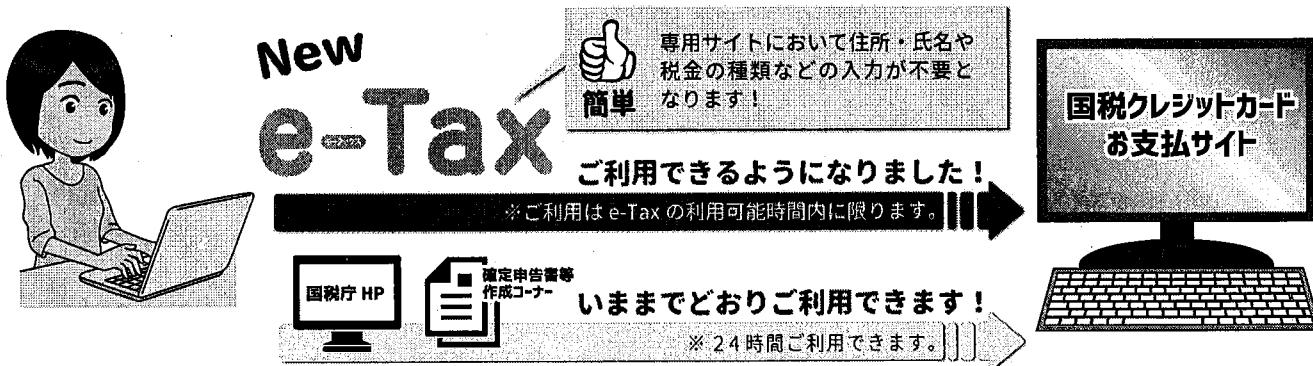


国税庁
e-Tax キャラクター
イータ君

平成29年6月以降、e-Tax(国税電子申告・納税システム)から「国税クレジットカードお支払サイト」^(注)にアクセスできるようになりました。

これにより、e-Taxを利用して徴収高計算書データを送信することで、源泉所得税についてもクレジットカード納付手続が行えます。

(注) 「国税クレジットカードお支払サイト」とは、国税庁長官が指定した納付受託者(トヨタファイナンス株式会社)へ、国税の納付の立替払いを委託する手続を行うための専用サイトです。



源泉所得税のクレジットカード納付手続の流れは裏面をご覧ください。➡

○ご利用に当たって(注意事項)

○クレジットカード納付では、納付税額に応じた決済手数料がかかります(最初の1万円までは76円(消費税別)、以後1万円を超えるごとに76円(消費税別)が加算されます。)。

※決済手数料は、国の収入になるものではありません。

○クレジットカード納付ができる金額は、1,000万円未満、かつ、ご利用になるクレジットカードの決済可能額以下の金額(決済手数料を含む)です。

○利用可能なクレジットカードは、Visa、Mastercard、JCB、American Express、Diners Club、TS CUBIC CARDです。



○クレジットカード納付では、領収証書は発行されません。

領収証書が必要な方は、最寄りの金融機関又は税務署の窓口で納付してください。

○「国税クレジットカードお支払サイト」での納付手続が完了すると、その納付手続の取消しはできません。

○納付手続の完了後、その納付手続により納付済となった国税については、納税の猶予等を受けることはできません。

○金融機関や税務署の窓口では、クレジットカードによる納付はできません。

○クレジットカード納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

○e-Taxから「国税クレジットカードお支払サイト」にアクセスした場合、①納付区分番号、②税金の種類、③課税期間、④納付税額の情報を引き継がれます。

※e-Taxから「国税クレジットカードお支払サイト」に住所、氏名及び整理番号の情報は引き継がれません。

詳しくは、国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

国税庁

検索

源泉所得税(徴収高計算書データ)の

クレジットカード納付手続の流れ

(e-Taxソフト(WEB版)を利用した場合)

◎e-Taxを初めて利用する方



利用開始手続

※e-Taxホームページからe-Taxソフト(WEB版)にアクセスし、事前準備セットアップ、利用開始届出書の提出(オンライン)及び利用者情報の登録を行ってください。

◎手続の流れ

e-Tax

1

e-Taxソフト(WEB版)へアクセスし、源泉所得税及び復興特別所得税の徴収高計算書データを作成・送信

※徴収高計算書の送信には、電子証明書の添付は不要です。

2

メッセージボックスに格納される通知を確認し、「クレジットカード納付」を選択

※「国税クレジットカードお支払サイト」にアクセスします。

3

注意事項及びe-Taxから引き継がれた内容(税金の種類や納付金額等)の確認

4

クレジットカード情報(クレジットカード番号等)の入力

※納付手続完了メールの送信先を入力してください(推奨)。

5

納付手続の完了

※納付を委託する内容を確認した上で、納付手続を完了させてください。
また、納付手続完了ページを印刷するなどして保存してください(推奨)。

e-Tax

6

納付状況の確認

※納付手続完了後、「クレジットカード納付完了通知」がメッセージボックスに格納されます
(「クレジットカード情報の入力」で入力した内容は格納されません。)。

クレジットカード決済



e-Taxホームページ

www.e-tax.nta.go.jp

イータックス

検索

e-Taxの利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法及びよくある質問(Q&A)など、e-Taxに関する最新の情報については、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)で詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxの事前準備セットアップ、e-Taxソフト、確定申告書等作成コーナーのエラー(「国税クレジットカードお支払サイト」の操作方法や税務相談を除く。)に関する質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

リサイクル適性

この回収物は、資源別の紙へリサイクルできます。

QRコードを利用した コンビニ納付ができます！



お手持ちのパソコン・スマートフォン・タブレット端末を使って、納付に必要な情報(氏名や税額など)を『QRコード』として作成し、お近くのコンビニエンスストアで納付することができます。



QRコードの作成方法については、裏面をご覗ください →

利用可能なコンビニエンスストア



- ◎ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ
(いずれも「Loppi」端末設置店舗のみ)

- ◎ファミリーマート
(「Famiポート」端末設置店舗のみ)



利用可能税目

全ての税目

(ただし、所得税徴収高計算書により源泉所得税を納付する場合等、ご利用できない税目があります。)

◎ご利用に当たっての注意事項

- ◎納付できる金額は30万円以下となります。※納付金額が30万円を超えるQRコードは作成できません。
- ◎領収証書は発行されません(払込金受領証は発行されます。)。
- ◎金融機関や税務署の窓口では、QRコードによる納付はできません。
- ◎コンビニエンスストアでの納付は現金のみとなります。※クレジットカード・電子マネーはご利用できません。
- ◎QRコードによるコンビニ納付をしてから、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。

※『QRコード』は、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

QRコードの作成方法には、2種類の方法があります。

方法1 確定申告書等作成コーナー（申告書とQRコードを併せて作成する方）

確定申告書等作成コーナーを利用して所得税、消費税、贈与税の申告書を作成する際に、「住所・氏名等入力」画面において、「コンビニQR納付」欄の「納付用QRコードを作成する」にチェックすることで、申告書と併せてQRコードを作成できます。

※申告納税額が30万円を超える場合や還付の場合は、「コンビニQR納付」欄は表示されません。

方法2 国税庁HPのコンビニ納付用QRコード作成専用画面（QRコードのみを作成する方）

納付情報の入力

利用者情報 *は必須入力の項目です。

氏名(名称)漢字*
国税 太郎
例) (個人) 国税 太郎
例) (法人) 株式会社コクセイ商事

氏名(名称)カナ*
コクセイ タロウ
例) コクセイ タロウ
例) カンキキガシヤコクセイショウジ

郵便番号
1000013 (半角数字)
例) 1000013

住所(所在地)*
東京都千代田区霞が関 3-1-1
例) 東京都千代田区霞が関 3-1-1

電話番号*
000 - 1234 - 5678 (半角数字)
例) 固定電話 00-1234-5678
例) 携帯電話 000-1234-5678

整理番号
01234567 (半角数字)
例) 01234567

納付先税務署*
麹町税務署 郵便番号から検索します
直接入力した場合、前方一致で税務署の一覧を表示します

納付内容

納付税目*
申告所得税及復興特別所得税

課税期間(自)*
令和1年

申告区分*
確定申告

本税額
10000 円 (半角数字、「,」不要)

加算税額
0 円 (半角数字、「,」不要)

重加算税額
0 円 (半角数字、「,」不要)

利子税額
0 円 (半角数字、「,」不要)

延滞税額
0 円 (半角数字、「,」不要)

合計額*
10000 円 (半角数字、「,」不要)

コンビニ納付用 QR コード

表示されたQRコードをコンビニエンスストアの端末で読み取り、端末から出力されるバーコードをレジ(窓口)にお持ちいただき、現金で納付してください。なお、QRコードを印刷して使用する場合は、「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリックしてください。

Loppi 端末用 QR コード

ご利用可能なコンビニエンスストア
ローソン、ナチュラルローソン、ミニストップ



Fami ポート端末用 QR コード

ご利用可能なコンビニエンスストア
ファミリーマート



納付に必要な情報(住所・氏名・納付税目・納付金額等)を入力することで、QRコードを作成できます。



右のコードからもアクセスできます。 →
www.nta.go.jp/taxes/nozei/nofu/conveni_qr_nofu/index.htm

1. 「作成開始」をクリック

2. 納付情報の入力

利用者情報の入力

- ① 氏名(名称)漢字、氏名(名称)カナ、郵便番号、住所(所在地)、電話番号、整理番号を入力します。
※電話番号は、日中にご連絡のとれる番号を入力してください。
※整理番号がご不明な場合は空欄のままで構いません。

- ② 納付先税務署を入力します。

「お近くの税務署」ボタンを押すと、①で入力した郵便番号から検索した都道府県内の税務署を選ぶこともできます。

納付内容の入力

- ③ 納付税目をプルダウンメニューから選択します。

- ④ 申告書等を確認の上、課税期間、申告区分、納付税額を入力(選択)します。

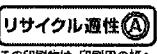
例) 令和元年分の申告所得税及復興特別所得税の確定申告の場合

- ・課税期間(自) : 令和元年
- ・申告区分 : 確定申告
- ・本税額 : 10,000 円
- ・合計額 : 10,000 円

- ⑤ 「次へ」ボタンをクリック

3. 納付情報の確認後、「QRコード作成」ボタンをクリック

4. 「コンビニ納付用QRコード印刷」ボタンをクリック



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます

詳しくは、国税庁ホームページにある「国税の納付手続」をご覗ください。

使って快適!
e-Tax

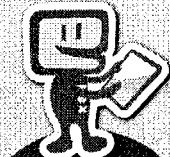
イーハクス

納税証明書の
請求は

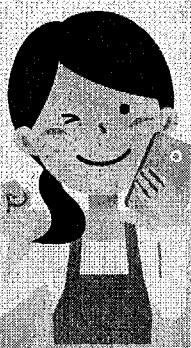


便利な
スマホからの
請求を

利用ください!



タブレット端末
からでも
利用できます。



自宅等で
請求データを作成・送信

スマートフォンやタブレット端末、自宅等のパソコンで
納税証明書請求データを作成・送信します。

オンライン請求

※電子署名及び電子証明書の
送信が不要です!!

を指定日に税務署窓口で
本人確認後に受取

窓口で書面により請求する場合と比べ
短い時間で受け取れます。

(請求日当日の受取を指定された場合には、
多少お時間をいただくことがあります。)

こ ん な メ リ ッ ト も !

手数料がおトクです。

1税目 1年度

1枚 370円 (通常400円)

窓口での待ち時間が
短縮できます。

e-Taxの
利用可能時間

■月曜日～金曜日 (休祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。) 24時間

(注) 休祝日の翌稼働日は8時30分からご利用いただけます。

■毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

(注) 利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、
事前にe-Tax ホームページでご確認ください。

e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

税 国税庁

詳しい手続は
裏面をご覧ください。

オンライン請求 の手順



納税証明書のオンライン請求に当たっては、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)のe-Taxソフト(WEB版)またはe-Taxソフト(SP版)をご利用ください。
代理人による請求データの送信と税務署窓口での受取も可能です。
(代理人による受取には委任状が必要となります。)

STEP
1

スマートフォンや自宅のパソコン等で 納税証明書請求データを作成



- ▶スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。
右のQRコードからアクセスしてください。<https://www.e-tax.nta.go.jp/e-taxsoftsp/e-taxsoftsp1.htm> ⇒
- ▶e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)のe-Taxソフト(WEB版)から作成できます。
メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。

(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。

STEP
2

オンライン請求

画面表示に従い必要事項を入力し、「送信」をクリック(タップ)してください。

(注) 請求データの送信に電子署名及び電子証明書の添付は不要です。

STEP
3

税務署窓口で本人確認

- ▶税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものに分かれます。
- ▶詳しくは国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。⇒



STEP
4

納税証明書の受取

手数料を納付し、納税証明書を受け取ります。



郵送または電子ファイルで受け取る場合

本人の電子署名を付与し、電子証明書を添付して送信ができる方は、郵送または電子ファイルでの受け取りもできます!!

(注) e-Taxソフト(SP版)では、ご利用になれません。

電子証明書の取得やICカードリーダーライタの購入等の事前準備が必要です。

インターネットバンキングやATM等からペイジーを利用して手数料(郵送の場合は手数料+郵送料)を電子納付する必要があります。

①郵送で書面受取(別途郵送料がかかります。)

②e-Taxで電子納税証明書(電子ファイル)をダウンロード(ダウンロードした電子ファイルは有効期間内であれば何度でもお使いいただけます。)

(注) あらかじめ、提出先に電子納税証明書(電子ファイル)の提出が可能か確認してください。

e-Taxホームページ

<https://www.e-tax.nta.go.jp>



イータックス

検索

利用開始の手続、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問(Q&A)に関する最新の情報についてe-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時(土日祝日等及び12月29日～1月3日を除きます。)です。

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

予納制度を利用した納税のご案内

予納制度とは

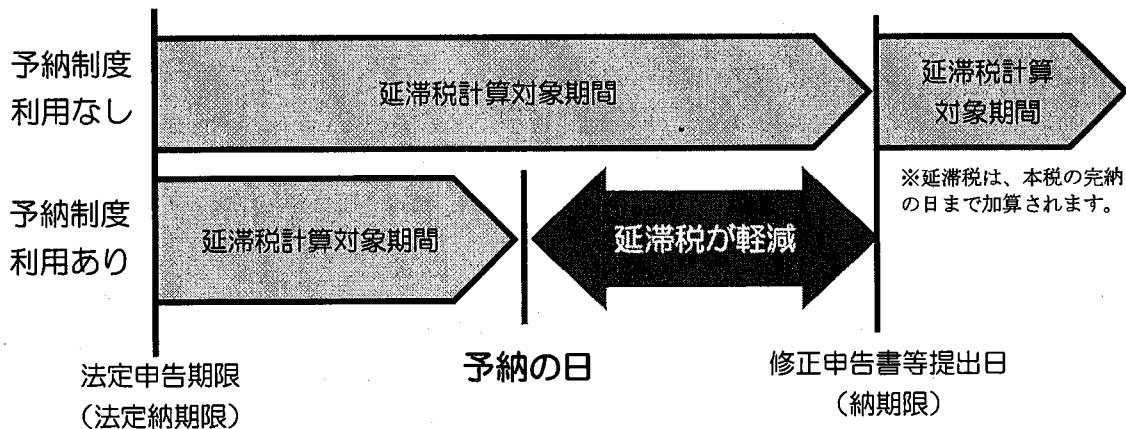
予納とは、調査等により近日中（おおむね6か月以内）に納付すべき税額の確定が見込まれる場合、修正申告書等を提出する前であっても、その納付すべき税額の見込金額を、税務署長に申し出て、あらかじめ納付（予納）することができる制度です。

（国税通則法第59条第1項第2号）

予納のメリット

予納をすると、延滞税の計算は納付された日までとなりますので、延滞税の額が少なくなる場合があります（注）。

- （注）1 法定期限から1年以内に修正申告等を行う場合は、延滞税の計算は予納した日までとなり、延滞税の額が少くなります。
2 法定期限から1年を経過して修正申告等を行う場合は、除算期間がない場合に限り、延滞税の額が少くなります。



予納の方法

裏面の「国税の予納申出書」に必要事項を記載して、税額の確定手続（修正申告書の提出等）前又は納期限前までに、所轄の税務署にご提出の上、予納する金額を納付してください。

予納を行うに当たり、ご不明な点がございましたら、所轄の税務署の管理運営部門までお問合せください。

受取印

国税の予納申出書

令和 年 月 日

税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所(所在地)

電話番号

()

氏名又は法人名

印

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予 納 す る 国 税				
税 目	年分(事業年度分) 及び申告区分	納 期 限	税 領 額	備 考
			円	
予 納 す る 理 由	(令和 年 月 日申告書等提出予定)			

【予納に当たっての留意事項】

- 1 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前(納期限前)に、その還付を求めることはできません。
- 2 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます(充当した後の残額については還付されます。)。



R1.11

《記載例》

受取印

国税の予納申出書

令和 年 月 日

所轄の税務署名を書いてください。

○○ 税務署長 殿

(納税者) 住所又は居所(所在地)

住所(又は居所)、電話番号、
氏名(又は法人名)を書いてください。

T市○○町○一〇

電話番号

×××(△△△)○○○○

氏名又は法人名

国税 太郎

印

下記のとおり、国税通則法第59条の規定による国税の予納をします。

記

予 納 す る 国 税				
税 目	年分(事業年度分) 及び申告区分	納 期 限	税 領額	備 考
消費税及び 地方消費税	令○.○.○～ 令○.○.○ 修正申告	令○.○.○	円 1,234,500	
予納する国税の税目、年分、申告区分、 納期限及び税額を書いてください。				
予 納 す る 理 由	(令和 ○年 ○月 ○日申告書等提出予定)		予納する理由を書いてください。	
	(例) 修正申告をするまでに期間を要するため。 税務調査により発生する税額をすぐに納付したいため。			

【予納に当たっての留意事項】

- 1 予納した場合には、予納の目的となる申告書等の提出を行う前(納期限前)に、その還付を求めるることはできません。
- 2 予納した額が申告書等の提出により確定した税額より少ない場合には、残額を別途納付する必要があります。また、予納した額が確定した税額より多い場合には順次、他の未納の国税に充てられます(充当した後の残額については還付されます。)。



R1.11

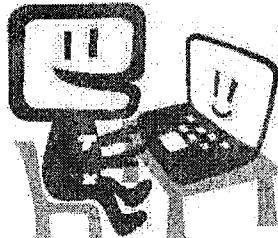
法定調書の作成・提出は、e-Taxで!!

税務署に出向くことなく、自宅やオフィス、税理士事務所などから、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用して法定調書を提出することができます。

特に e-Tax ソフト（WEB版）

eLTAX（地方税ポータルシステム）

を利用すると便利です。



e-Tax ソフト（WEB版）による提出

（対象）

「給与所得の源泉徴収票」

「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」

「不動産の使用料等の支払調書」

などの法定調書（裏面参照）

- e-Taxソフトをインストールすることなく WEB上で法定調書の作成・提出ができます。
- 表計算ソフト等により作成したCSVファイルの読みができます。

eLTAX による提出

（対象）

市区町村

「給与支払報告書」「公的年金等支払報告書」

税務署

「給与所得の源泉徴収票」「公的年金等の源泉徴収票」

- eLTAX を利用することで、支払報告書の電子申告（eLTAX）用のデータと源泉徴収票の電子申告（e-Tax）用のデータを同時に作成し、支払報告書は、受給者の住所地の市区町村へ源泉徴収票は、支払者の所轄税務署へ一括送信することができます。



※ 詳しくは、eLTAX ホームページ (<https://www.eltax.nta.go.jp>) をご覧ください。

光ディスク等（CD・DVDなど）による提出

大量の法定調書を提出する場合には、光ディスク等（CD・DVDなど）で提出することもできます。

なお、e-Tax 又は光ディスク等による法定調書の提出が義務付けられていない方が、光ディスク等により法定調書を提出する場合には、税務署への事前の申請と税務署からの承認が必要です。

※ 詳しくは、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) をご覧ください。

e-Tax 又は光ディスク等による法定調書提出の義務化について

法定調書の種類ごとに、前々年の提出すべきであった当該法定調書の提出枚数が 100 枚以上である法定調書については、e-Tax 又は光ディスク等（CD・DVDなど）による提出が義務化されています。

（注） 令和3年1月1日以降に提出すべき法定調書については、e-Tax 又は光ディスク等による提出義務の判定基準が「100 枚以上」（現行：「1,000 枚以上」）に引き下げられますのでご注意ください。

提出方法の詳細については、e-Tax ホームページをご覧ください。

e-Tax

検索

<https://www.e-tax.nta.go.jp>



国税局・税務署

令和2年9月

e-Tax ソフト（WEB版）で CSV 読込が便利！

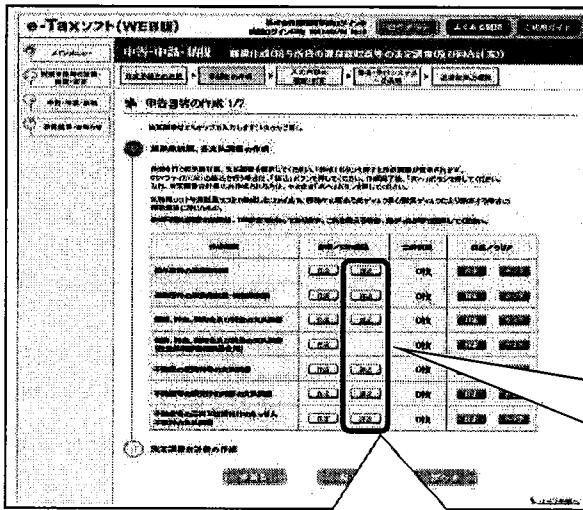
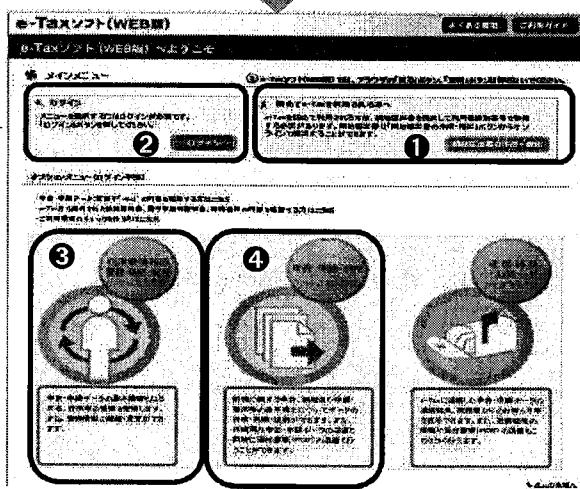
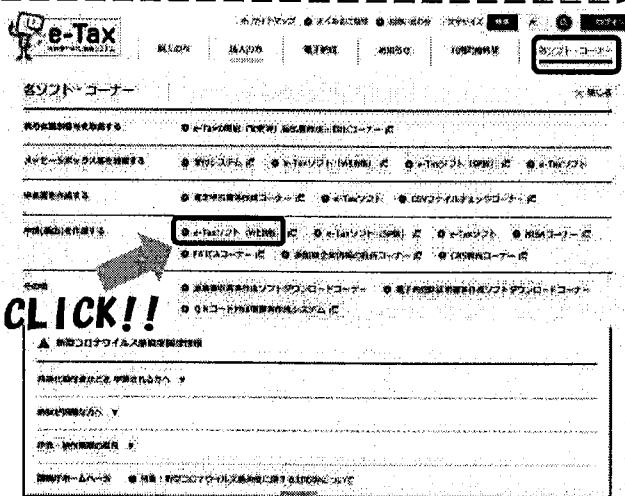
- e-Tax ソフト（WEB 版）は、e-Tax ソフト（通常版）のダウンロードやパソコンへのインストールをすることなく、Web 上での入力により、インターネット経由で、帳票の作成や提出を行うことができます。
 - ここでは、エクセルを利用して作成した CSV ファイルを読み込む方式で作成・提出する場合の流れについて説明しています。

- e-Tax ソフト(WEB 版)で作成できる法定調書(及び同合計表)
 - ・ 紙と所得の源泉徴収票
 - ・ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書
 - ・ 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書(社会保険診療報酬基金用)
 - ・ 不動産の使用料等の支払調書
 - ・ 不動産等の譲受けの対価の支払調書
 - ・ 不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書
 - ・ 紙と所得の源泉徴収票等の法定調書合計表

まず、e-Tax ホームページ
(<https://www.e-tax.nta.go.jp>) にアクセスし、
「e-Tax ソフト（WEB 版）（ログイン）」をクリック
します。

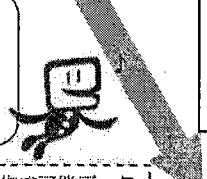
e-Tax を初めて利用する方は、①から開始届出書の作成・提出をしてください。既に e-Tax をご利用の方は②からログインします。

③で利用者情報の登録等を行い、④で法定調書の作成を行います。



「読み込」ボタンを選択し、提出する法定調書のCSVファイルを読み込んだ後、「次へ」ボタンを押します。

その後、法定調査合計表を併せて作成します。



e-Tax ホームページに掲載されている
入力フォーマット等により作成した CSV
ファイルを読み込みます。

なお、市販の給与計算ソフト等により作成することもできます。

G2					
	A	B	C	D	E
	1	2	3	4	5
支 払 決 算 年 の 総額	理賃料	支 払 金	支 払 金	支 払 金	支 払 金
9	支 払 金	支 払 金	支 払 金	支 払 金	支 払 金
半角、 「(本)」 〔(文)〕	半角、 「(本)」 〔(文)〕	半角、 「(本)」 〔(文)〕	半角、 「(本)」 〔(文)〕	半角、 「(本)」 〔(文)〕	半角、 「(本)」 〔(文)〕
6	303 519551	東京支	備他支	94-	東京羽
8	※ 入力終了後、タイトル行(参考図では、1~4行目)を押してください。				
9					
10					

電子署名を付与して…
あとは、送信するだけ

(注) 1 e-Tax ソフト(WEB版)で作成できる法定調書の作成可能データ
上限は、データサイズ20MB(目安6,000枚程度)です。

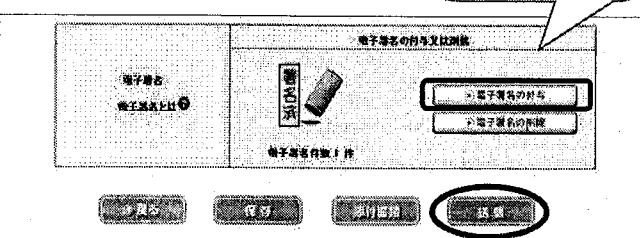
2 インストールした e-Tax ソフト（通常版）を利用して法定調書を作成することも可能です。

なお、令和3年1月以降、新たに CSV 形式による提出*も可能になります。

※ e-Tax ソフト（WEB 版）で作成できる法定調書を除く、光ディスク等による提出可能な PDF 形式の法定調書がご利用できます。

3 e-Tax で法定調書等を送信する場合は、電子証明書（電子署名）の添付を要す。

添付が必要です。



法定調書提出期限のお知らせ画面イメージ

お知らせ通知（マイナポータル）

件名	【税務署からのお知らせ】令和2年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出について
内容	令和2年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の提出義務がある方は、令和3年2月1日（月）までに税務署に提出してください。 詳細は、関連ページの「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引へ」を参照し、ご確認ください。 なお、本年度に提出すべき法定調書（※りがない場合は、関連ページの「e-Taxメッセージボックスへ」を参照（※2）し、令和3年2月1日（月）までにその旨のご回答をお願いします。提出すべき法定調書がある場合は、ご回答の必要はありません。 ※1 給与所得の源泉徴収票を含む6種類の法定調書をいいます。 ※2 e-Taxメッセージボックスを確認するには、マイナポータルの「もっとつながる」機能の設定をすることが必要です。
送信者	国税庁
受信日時	2020年11月20日 15:00
保存期限	2021年11月20日
関連ページ	給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引へ e-Taxメッセージボックスへ 設定方法へ
お知らせのサイズ	

提出義務に関する回答画面（e-Tax）

国税電子申告・納税システム（e-Tax） メニューに戻る ログイン中
受付システム

法定調書の提出義務に関する回答について

本年度に提出すべき法定調書※がない場合は、「提出義務なし」を選択し、送信してください。
提出すべき法定調書がある場合は、ご回答の必要はありません（「提出義務あり」を選択し、ご回答いただいても差し支えありません。）。

また、「提出義務なし」の回答を訂正する場合は、「提出義務あり」を選択し、送信してください。
※ 給与所得の源泉徴収票を含む6種類の法定調書をいいます。

提出義務なし
 提出義務あり

[メニューに戻る](#) [送信](#)

© 国税庁 Copyright © NATIONAL TAX AGENCY. All Rights Reserved.

特例猶予を受けた方も
ご利用いただけます！

新型コロナウイルス感染症の影響により

納税が困難な方には猶予制度があります

税務署に申請することにより、納税が猶予されます

- ▶ 新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件のすべてに該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

○ 要件

- ① 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。
 - ② 納税について誠実な意思を有すると認められること。
 - ③ 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。
 - ④ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書が提出されていること。
- ※ 担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

(注) 既に滞納がある場合や滞納となってから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151条）が受けられる場合もあります。

お気軽に電話で
ご相談ください！
(納期限前から相談できます)

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則として1年間納税が猶予されます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

(申請による換価の猶予：国税徴収法第151条の2)



更に個別の事情に該当する場合は、他の猶予制度を活用することもできます。
(裏面をご参照ください。)

令和2年9月



猶予制度の詳細はこちら



まずは所轄の税務署（徴収担当）へ電話で、ご相談ください

- ▶ 猶予制度に関する個別のお問合せについては、所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

【受付時間】8:30~17:00（土日祝除く。）

<https://www.nta.go.jp/about/organization/access/map.htm>

所轄の税務署を調べる



個別の事情に該当する場合は、その旨をお申し出ください

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族を含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は、猶予が認められることがありますので、所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合、国税を一時に納付できない額のうち、医療費や治療等に付随する費用

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休廃業をした場合、国税を一時に納付できない額のうち、休廃業に関して生じた損失や費用に相当する金額

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により、著しい損失を受けた場合、国税を一時に納付できない額のうち、受けた損失額に相当する金額

税務署において所定の審査を早期に行います。

○ 猶予が認められると…

- ▶ 原則として1年間納税が猶予されます（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）。
- ▶ 猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。
- ▶ 財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

（納税の猶予：国税通則法第46条）



税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！

課税期間当初

中間申告や予定納税など、今期の納税手続をお知らせください！

期中において

計画的な納税資金の準備について、ご指導をお願いします！

確定申告前

早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします！

課税期間の当初における納付指導

□ 申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。

- 予定納税基準額が15万円以上の場合。1期分は7月31日、2期分は11月30日が納期限です。

□ 法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。

- 前期の法人税が20万円超、消費税が48万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
- 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

□ 計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。

- 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が48万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。

□ ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。

- 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

裏面に続く



国税庁

確定申告（納期限）前の納付指導

□ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額(見込)を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 紳税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ 纳税方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

□ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

（注）上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 紳税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 纳税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

□ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 纳税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 纳税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



国税庁

